

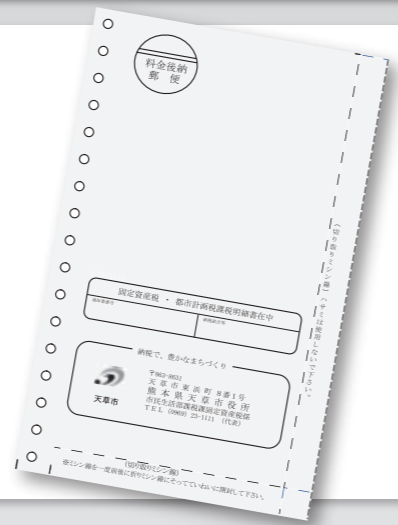
# 課税課からのお知らせ

## 課税明細書のご確認を!

平成25年1月1日現在で土地や家屋を所有している人に、固定資産税・都市計画税課税明細書を4月下旬に送付していますので、内容の確認をお願いします。

特に、平成24年中に土地の購入や売却、家屋の新築・増改築や取り壊し、または相続などによって所有する固定資産に変更があった人は、課税内容の確認をお願いします。

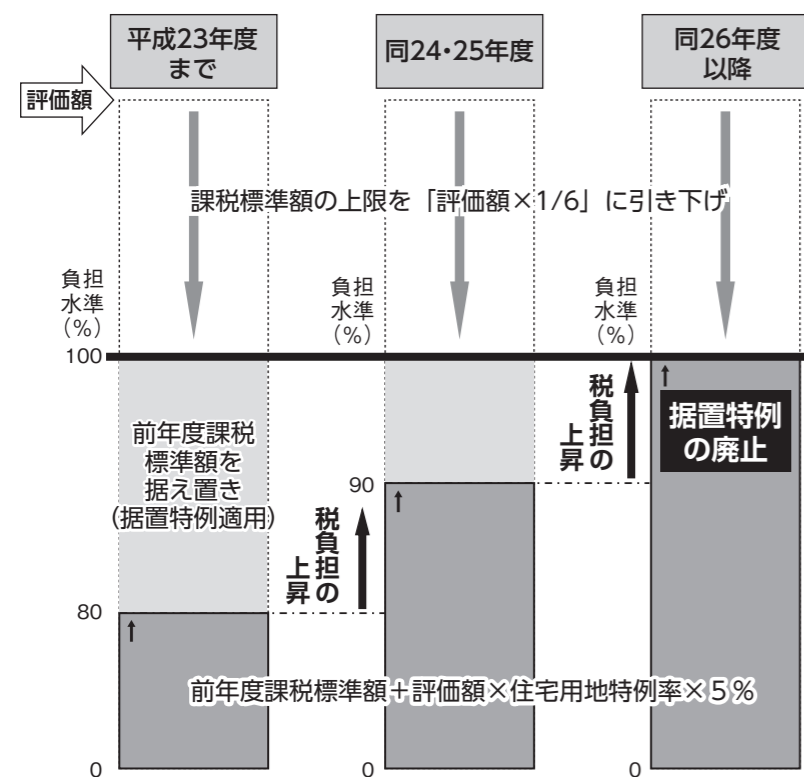
内容についてお尋ねがある場合は、本庁・課税課へお問い合わせください。なお、納税通知書は6月中旬に送付予定です。



## 固定資産税「土地」の計算方法について

平成24年度の地方税法改正により、固定資産税「土地」の税額算出に用いられている負担調整措置の『住宅用地の特例措置』が、一部見直しになっています。このことにより、一部の住宅用地について税額が上昇します。

### ◆地方税法改正のイメージ：住宅用地(小規模)の場合



※「負担水準」とは、個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので、次の算式によって求められます。

$$\text{負担水準 (\%)} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} \times \text{住宅用地特例率}} \times 100$$

### 【地方税法改正の内容】

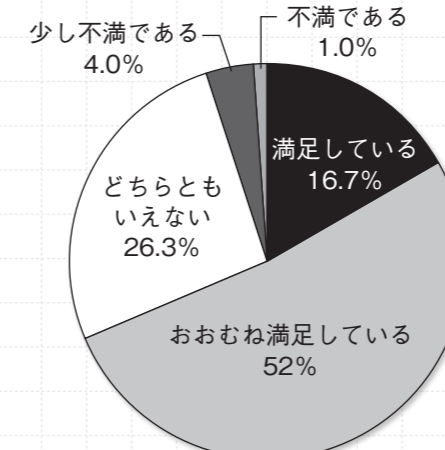
- 固定資産(住宅用地)に講じられている「固定資産税の据置特例」が平成26年度から廃止となります。
- 平成24年度と同25年度は、税額が急に上昇しないよう、経過措置として「固定資産税の据置特例」が、次のように変更されます。
  - ①負担水準が90%以上(平成23年度までは80%以上)の土地については、前年の課税標準額を据え置きます。
  - ②負担水準が90%未満の土地については、「前年度の課税標準額 + 評価額 × 住宅用地特例率 × 5%」を課税標準額とします。
- 都市計画税についても、同様の取り扱いとなります。

【問い合わせ先】本庁・課税課 ☎1111

### 市政だより天草について

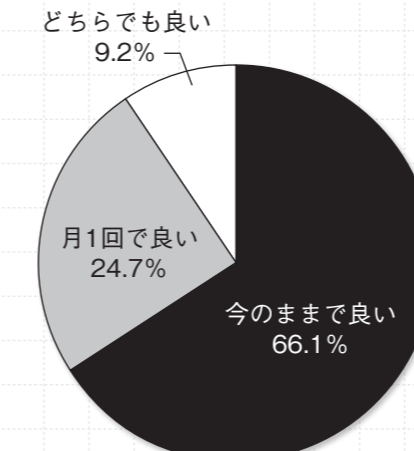
#### 1 内容について

「満足している」「おおむね満足している」と回答した人の割合が68・7%でしたが、「どちらともいえない」「少し不満である」「不満である」と回答した人が31・3%であることから、内容のよりいっそうの充実が必要です。



#### 2 発行回数について

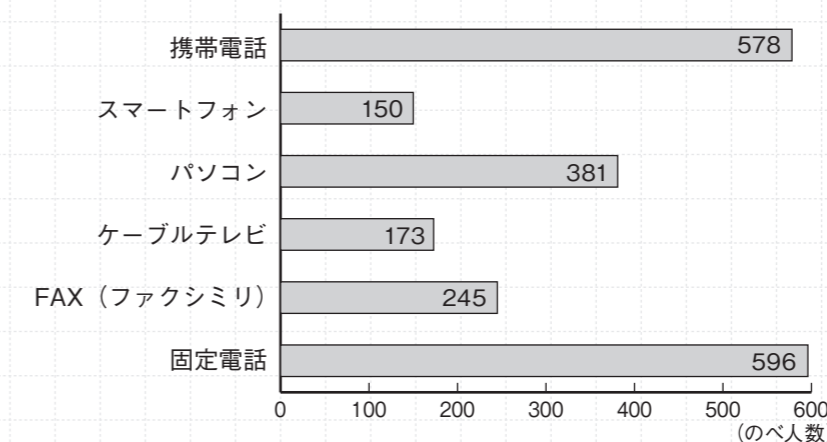
「今のままでよい」(月2回)と回答した人が66・1%で、「月1回で良い」の24・7%を大きく上回る結果となっています。



### 地域の情報化について

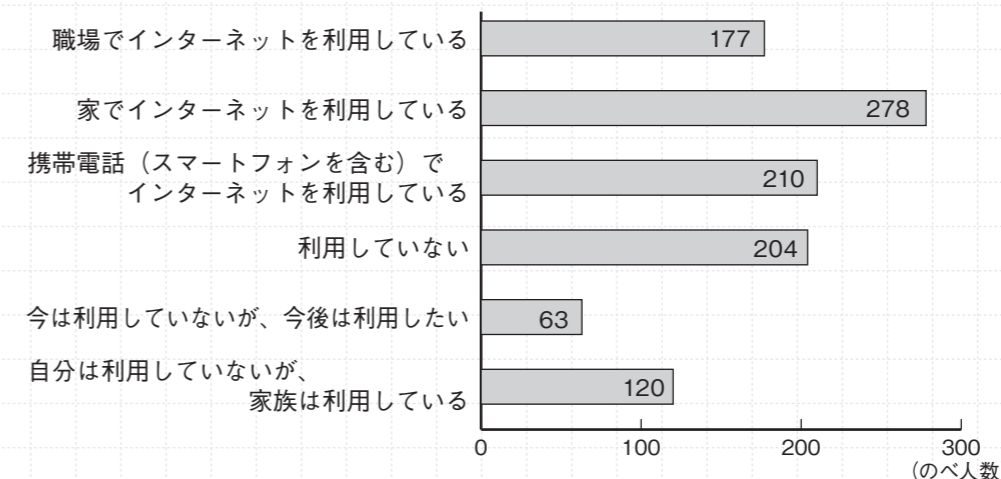
#### 1 現在あなた自身または、あなたの家で使用しているものについて(複数回答可)

携帯電話の保有率が、固定電話と変わらない状況となっています。



#### 2 インターネットの利用状況について(複数回答可)

職場や家などでインターネットを利用している人が、利用していない人よりも多くなっている状況です。



【問い合わせ先】本庁・政策企画課 ☎1111